

特定健康診査受診勧奨業務委託
公募型プロポーザル実施要領

令和8年3月

半田市

1. 目的

半田市（以下「市」という。）の令和6年度の特定健康診査の受診率は、53.7%（法定報告値）であり、第4期特定健康診査等実施計画において設定した最終目標値である60.0%（令和11年度）を達成するためには、特定健診未受診者に対して、効果的かつ効率的な方法で受診勧奨を実施することが求められる。

本計画の実現のためには、今までにない受診率向上の試みが必要であり、専門的な知見やノウハウを有する民間事業者の活用により、効果的な受診勧奨を実施する必要がある。

そのため、本業務について企画提案方式により委託業者の選考を行い、予算の範囲内で最も効果的かつ効率的な業務実施が期待できる者に委託することとする。

2. 事業の概要

(1) 事業名

特定健康診査受診勧奨業務委託

(2) 事業内容及び事業場所

別紙「特定健康診査受診勧奨業務委託仕様書」のとおり。なお、契約時における仕様書は、受託候補者として選定された事業者との協議の上、調整する。

(3) 委託期間

契約締結日から令和9年3月31日

(4) 提案上限額（消費税額及び地方消費税額を含む。）

6,253,000円

※この金額は、契約時の予定額を示すものではなく、事業の規模を示すためのものである。

3. 担当部局

半田市福祉部健康課健康長寿担当（半田市役所1階）

住 所：〒475-8666 半田市東洋町二丁目1番地

電話番号：0569-84-0662

E-mail：kenkou@city.handa.lg.jp

4. 参加資格要件

本プロポーザルの参加要件は、次の各号に掲げる要件をすべて満たすこととする。

- (1) 契約締結までの間に令和8・9年度の半田市の入札参加資格（物品等）を有する者であること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当していないこと。
- (3) 本プロポーザル実施の参加表明書の提出から委託契約締結日までのいずれの日においても、半田市指名審査等事務取扱要綱の規定に基づく指名停止措置期間のないこと。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定に基づく更生手続開始申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定に基づく再生手続開始の申立てがなされている者（ただし、更生計画の認可が決定し、又は再生計画の認可の決定が確定した者を除く。）ではないこと。
- (5) 国税（消費税及び地方消費税を含む。）、都道府県税及び市町村税の滞納がない者であること。
- (6) 半田市暴力団排除条例（平成23年条例第19号）第2条第1号及び第2号に該当しないこと。
- (7) 過去5年間（令和3年4月1日から令和8年3月31日まで）に、他市町村で特定健診受診勧奨業務若しくは、特定健診に係る同様業務を受託した実績があること。
- (8) ISO/IEC 27001（JISQ27001）の認証を受けていること。または、一般財団法人日本情報経済社会推進協会が認定するプライバシーマークを取得していること。

5. 失格条件

次に掲げるいずれかに該当した場合には、失格とする。

- (1) 参加資格要件を満たさなくなった場合
- (2) 提出書類等の内容に虚偽の記載があった場合
- (3) 見積額が提案上限金額を超過している場合
- (4) プレゼンテーション審査に参加しなかった場合
- (5) 提案に関して、選考の公平性を害する行為があった場合
- (6) 著しく信義に反する行為等、プロポーザル審査委員会が失格であると認めた場合
- (7) 他の事業者の代表者等を兼ねて提案した場合
- (8) その他、市が指示した事項及び本提案に関する条件に違反した場合

6. 仕様書の交付期間、交付場所及び交付方法

(1) 交付期間

令和8年3月10日（火）～4月24日（金）

(2) 交付場所及び交付方法

市ホームページに実施要領及び仕様書を掲載する。

7. スケジュール

項目	日程
公募開始	令和8年3月10日（火）
質問書の提出期限	令和8年3月17日（火）午後4時必着
質問の回答期日	令和8年3月19日（木）まで
参加表明書の提出期限	令和8年3月24日（火）午後4時必着
参加資格要件審査結果通知	令和8年3月31日（火）まで
企画提案書の提出期限	令和8年4月24日（金）午後4時必着
プレゼンテーション審査	令和8年5月8日（金）
審査結果通知	令和8年5月12日（火）まで
契約締結	令和8年5月18日（月）（予定）

8. プロポーザルに関する質問書の提出及び回答

(1) 質問書の提出

本要領、仕様書等に関し疑義がある場合は、質問書（様式第1）に内容を簡潔にまとめて記載し提出すること。電話、口頭による質問は受け付けない。

(2) 提出期限

令和8年3月17日（火）午後4時必着

(3) 提出方法

「3. 担当部局」へ電子メールで提出すること。

評価等に影響を及ぼすおそれがある質問（参加事業者数、参加事業者名、審査委員等）は受け付けない。

(4) 質問に対する回答

令和8年3月19日（木）までに市ホームページにて全ての質問に対する回答を公開する。本回答をもって、仕様書の追加又は修正とみなすものとする。

9. プロポーザルへの参加表明書の提出

(1) 提出書類

項番	提出書類
①	プロポーザル参加表明書（様式第2）
②	業務受託実績表（様式第3） 過去5年間（令和3年4月1日から令和8年3月31日まで）の受託実績がわかるもの
③	会社概要が分かるパンフレット等 参加資格の各種認証取得を証明できるもの書類等
④	国税・地方税の納税証明書（参加表明書提出日前1か月以内発行のもの）※令和8・9年度の半田市の入札参加資格を有する者は提出不要

(2) 提出部数

- ①及び④は各1部
- ②及び③は各5部 ※複写可

(3) 提出期限

令和8年3月24日（火）午後4時必着

(4) 提出方法

持参又は書留扱いの郵送により提出すること。

持参の場合は事前に電話予約の上、土・日・祝日を除く午前9時から午後4時まで提出すること。

郵送の場合は、提出期限内に半田市役所に到達したものに限り。なお、郵送中の事故については責任を負わないものとする。

(5) 提出先

「3. 担当部局」と同じ

(6) 参加資格要件審査結果

プロポーザル参加表明書を提出した者について、「4. 参加資格要件」に定める要件を満たす者であるかを確認した後、その者に対し、その結果をプロポーザル参加表明書（様式第2）に記載のメールアドレスに参加資格要件審査結果通知書（様式第4）により令和8年3月31日（火）までに通知する。

10. 企画提案書の提出方法

参加資格要件審査結果通知書（様式第4）により「参加資格あり」と通知を受けた事業者は、下記のとおり提出すること。

(1) 提出書類

項番	提出書類
①	企画提案書（任意様式）
②	参考見積書（任意様式） 様式は任意とするが、消費税及び地方消費税を除く金額を記載すること。また、見積金額の積算内訳について別紙「見積内訳書」（任意様式）を併せて提出すること。
③	その他補足書類等 提案書の内容を補う書類等が他にある場合は、併せて提出すること。

(2) 提出部数

正本1部（クリップ止め、A4判）

副本5部（書類は、A4判・両面印刷・左とじ）※複写可

(3) 提出期限

令和8年4月24日（金）午後4時必着

(4) 提出方法

持参又は書留扱いの郵送により提出すること。

持参の場合は事前に電話予約の上、土・日・祝日を除く午前9時から午後4時まで提出すること。

郵送の場合は、提出期限内に半田市役所に到達したものに限り。なお、郵送中の事故については責任を負わないものとする。

(5) 提出先

「3. 担当部局」と同じ

1 1. プレゼンテーション（審査）について

企画提案書の提出があった事業者を対象にプレゼンテーション及びヒアリングを実施し、庁内で設置した審査委員会が審査する。

(1) 実施日

令和8年5月8日（金） 午前10時～午後4時

※実施時間及び場所等の詳細は、別途通知する。

(2) 所要時間

ア 準備（5分）

イ 提出書類に基づくプレゼンテーション（15分以内）

ウ 質疑応答（10分程度予定）

(3) 実施方法

対面によるプレゼンテーションとし、企画提案者が提出資料を用いてプレゼンテーションを行い、審査委員が質疑応答を行う。

- (4) 参加人数
参加人数は3名以内とする。
- (5) 貸出物品
机、椅子、電源、60インチモニター（HDMI ケーブル含む）
※パソコンは持参すること。
- (6) その他
 - ア プレゼンテーション及び質疑応答は非公開とする。
 - イ プレゼンテーション及び質疑応答を行う順は、企画提案書の提出順とする。

12. 受託候補者の選定

審査委員会による審査を経て、受託候補者を選定する。

- (1) 審査基準
審査は提出された企画提案書及びプレゼンテーションと質疑応答の内容により、別紙「評価基準」に基づき評価を行う。
- (2) 結果通知
選定結果は、選定後、すべての参加者に対し、プロポーザル参加表明書（様式第2）に記載のメールアドレスにプロポーザル審査結果通知書（様式第4）により令和8年5月12日（火）までに通知する。また、「3.担当部局」ホームページにおいて受託候補者名を公表する。
- (3) 合格基準点
合格評価基準点は評価点の7割とし、合格基準点以上を得た者の中から、最も評価点が高い企画提案者を受託候補者とする。なお、当該点数に満たない事業者とは契約しないものとする。また、同点となった場合は、委員長が上位者を決定する。

13. 契約の締結

- (1) 本プロポーザルによって受託候補者を決定し、当該業務に係る見積書徴収の相手方とする。
- (2) 受託候補者が契約締結までに「4.参加資格要件」に記載した要件のいずれかを満たさなくなった場合、失格となった場合及びその他事故等の特別な事由により契約が不可能となった場合は、次点の者から順に繰り上がるものとする。
- (3) 契約条項及び業務仕様は、特定した受託候補者の提案書による提案内容

について提案上限金額の範囲内で協議し確定するものとする。

14. その他

- (1) 参加資格要件審査結果通知書（様式第5）により「参加資格あり」と通知を受けた者で、本プロポーザルを辞退する者は、プロポーザル辞退届（様式第6）を令和8年4月24日（金）午後4時までに「3. 担当局」まで提出すること。
- (2) 本プロポーザルに係る費用については、すべて事業者負担とする。また、選定後の事業計画の中止・延長・選定されなかったことによる損害等も同様とする。
- (3) 提出された企画提案書等は返却しない。
- (4) 受理後の書類の訂正、再提出等は原則として認めない。
- (5) 本案件に係る情報公開請求があった場合は、個人情報及び提案者の正当な利益を害するおそれがある情報を除き、公開となるため、提案書の開示に係る意向申出書（様式第7）を「9. プロポーザルへの参加表明書の提出」に示す提出書類と合わせ提出すること。
- (6) 提出された企画提案書等は、本プロポーザルにおける契約候補者の決定以外の目的では使用できないものとする。
- (7) この企画提案に対する個別のヒアリング及び説明対応等は、受け付けないものとする。
- (8) 本公募は、令和8年度の準備行為として実施するものであるため、今後、本事業に係る予算が成立しなかった場合は、事業を中止することもある。（予算の不成立による事業中止の場合、本市は違約金支払いの責を負わない。）
- (9) 本実施要領に定めるもののほか、必要な事項については、担当部課が定める。